

富岩運河環水公園有料駐車場運営事業者選定に係る
公募型プロポーザル募集要項

令和 7 年 8 月

富山県

第1 募集要件等

1. 事業の名称

富岩運河環水公園有料駐車場運営事業（以下「本事業」という。）

2. 概要

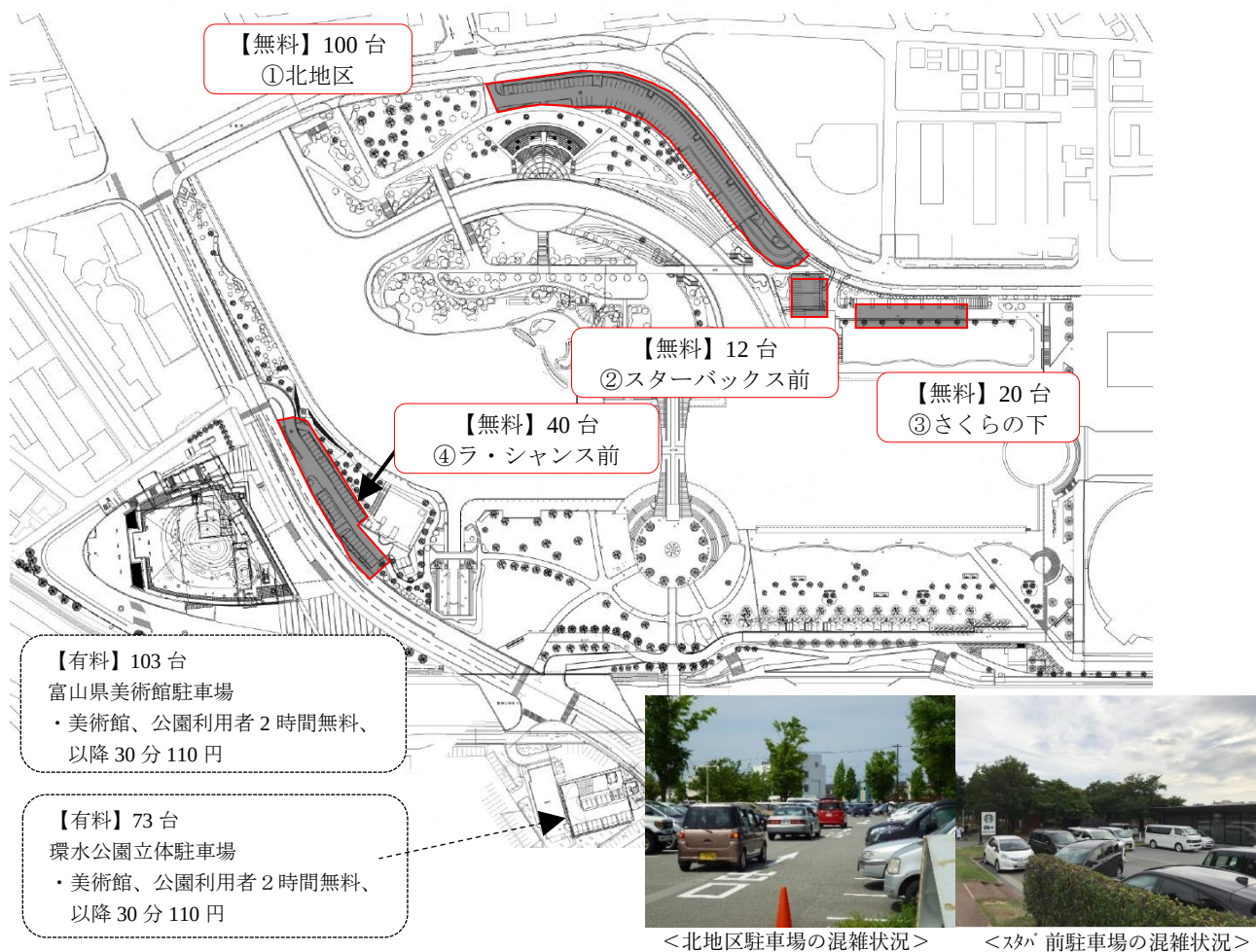
（1）目的

富岩運河環水公園は、県内有数の来園者数を誇る観光地であり、現在、4か所の無料駐車場（計172台）があります。長時間駐車や公園利用者以外の駐車により、週末やイベント時には慢性的な混雑が課題となっています。本県では、これらの課題の解決を図り、効率的で公平な管理運営を行うと共に、経費負担の増大を抑えることを目的に、駐車場を有料化することの方針を示した「富岩運河環水公園における駐車場整備運営方針」を令和7年7月に策定しました。

これを受け、富山県富岩運河環水公園駐車場を公園利用者のための有料駐車場（以下、「本施設」という。）として活用することを条件に、都市公園法第5条第1項に基づく設置許可（以下、「設置許可」という。）ならびに富山県港湾管理条例第5条に基づく占用許可（以下、「占用許可」という。）を受ける駐車場事業者を公募します。

（2）位置図

公園内には4か所の無料駐車場（①北地区駐車場、②スターバックス前駐車場、③さくらの下駐車場、④ラ・シヤンス前駐車場）と2か所の有料駐車場（立体駐車場、美術館駐車場）があり、本事業の対象とするのは、「3. 公募対象物件」無料駐車場4か所とします。



3. 公募対象物件

番 号	名 称	所在地	台 数
1	北地区駐車場	富山市湊入船町3-2	100台
2	スターバックス前駐車場	富山市湊入船町5	12台
3	さくらの下駐車場	富山市湊入船町5	20台
4	ラ・シャンス前駐車場	富山市木場町3	40台
合 計			172台

詳細は別紙図面を参照してください。

4. 日程

本事業の日程は次のとおりです。ただし、やむを得ない事情等により、変更することがあります。

項 番	項 目	予定時期
1	募集要項の公表	令和7年8月29日
2	質問の受付期限	令和7年9月5日
3	応募申込書の受付期限	令和7年9月5日
4	質問に対する回答	令和7年9月12日
5	応募書類の受付期限	令和7年9月24日
6	応募書類の審査期間（審査会実施）	令和7年9月25日から10月15日まで
7	選定結果通知・公表	令和7年10月下旬
8	基本協定書等の締結	令和7年11月
9	設置許可・占用許可申請書の提出	令和7年11月
10	施設の工事着工	令和7年11月（本県と協議のうえ）
11	管理運営に関する協議書の締結	令和8年3月
12	有料駐車場オープン	令和8年3月15日（想定）

5. 応募者の資格条件

(1) 基本条件

応募できる者は、次の各条件に該当する法人その他団体等とします。

ア 事業者は、時間貸し有料駐車場を富山県内で運営した実績があり、運営に精通していること。

イ 富岩運河環水公園の指定管理者である環水共創パートナーズ（以下、「指定管理者」という。）と連携した運営ができること。

- ・当該公園でのイベントの開催情報を共有し、駐車場管理に反映すること。
- ・災害時等の緊急体制を構築すること。

(2) 欠格事項

次のいずれかに該当する団体等は、応募することができません。

ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当している団体等。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、富山県暴力団排除条例（平成23年富山県条例第4号）第2条第1号に規定する暴力団、第2号に規定する暴力団員又は富山県暴力団排除条例に関する規則（平成23年富山県公安委員会規則第2号）第3条各号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する団体等。

- ウ 国税及び地方税の未納がある団体等。
- エ 破産法、会社更生法、又は民事再生法の規定による手続き開始の申し立てをしている団体等。
- オ 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する団体等。
- カ 公募開始の日から契約締結の日までの間、富山県の指名停止又は指名保留の措置期間中の団体等。
- キ 設置禁止行為を計画する団体等

6. 許可にあたっての条件等

別紙「富岩運河環水公園有料駐車場運営事業者選定に係る公募型プロポーザル仕様書」のとおり。

第2 応募の手続き等

1. 基本的な考え方

- (ア) 公募対象物件を有料駐車場として使用する許可を受ける者を公募します。
- (イ) 許可候補者の選定にあたっては、公募型プロポーザル方式により、提案の内容及び応募者の有料駐車場の事業主体としての実績、経営基盤等を総合的に審査し、最も高い評価点を得た応募者を許可候補者として決定します。

2. 応募の手続き

(1) 募集要項

募集要項は、富山県のホームページからダウンロードすることができます。

※現地説明は行いません。

(2) 質問と回答

質問事項がある場合は、次のとおり質問書を提出してください。

- ア 提出書類
質問書（様式6）
- イ 提出方法
電子メール（件名は「富岩運河環水公園有料駐車場質問書」としてください。）
- ウ 回答方法
本県ホームページに質問及び回答を掲載します。

(3) 質問に対する留意事項

- ア 質問した応募者の企画提案のノウハウ等や権利、若しくは競争上の地位その他の正当な利益を害するおそれがあると認められるものを除き、質問及びその回答を公表します。
- イ 公表する内容は質問とその回答のみとします。
- ウ 回答の公表をもって、本募集要項等の補完、追加又は修正とします。
- エ 意見表明と解されるものや質問内容が不明確なものには回答しません。

(4) 応募申し込み

応募者は、応募申込書（様式１）及び応募書類（（５）に示す）を受付期限までに提出してください。応募申込書（様式１）は、郵送書留または電子メールにて提出可能です。応募書類（（５）に示す）は持参してください。

なお、申し込み前までに公募対象物件の現地確認及び調査の実施並びに関係法令の確認をしてください。

応募者は、原則、提出した応募申込書の書き換え、差し替えをすることができません。

ただし、応募申込書の記載事項（事務所の所在地等）に変更があったときは、速やかに申し出てください。

提出期間

令和７年８月２９日（金）～令和７年９月２４日（水）必着

受付時間 ９時００分～１７時００分（土・日・祝日を除く）

※事前に電話連絡の上、提出日及び提出時間について調整してください。

提出先

〒930-8501 富山市新総曲輪１番７号

富山県土木部都市計画課公園緑地係

電話 076-444-3348（直通）

(5) 応募書類の提出等

応募書類は以下のとおりとします。

名 称	内 容	提出部数
① 応募申込書	応募申込書（様式１）	原本１部 写し２部 （計３部）
	誓約書（様式２）	
② 添付文書 （自由様式）	応募者の定款又は寄附行為	
	登記事項証明書	
	印鑑証明書	
	役員一覧表（様式３）	
	事業者概要（様式４）	
	直近１年間の納税証明書	
	直近１年間の納税証明書（都道府県税、県町村税）	
	直近３事業年度の決算書（貸借対照表、損益計算書、販売費及び一般管理費の内訳等）	
③ 駐車場運営実績 の確認書類 （自由様式）	直近３年間、時間貸し有料駐車場を富山県内で運営した実績がわかる書類（民間施設、官公庁施設問わず） （契約書等の写し）	

提案書類（１０部提出）

書類名	内容
④ 事業提案書 （様式５）	１ 事業実施体制 駐車場の運営を行う組織体制（担当部署組織図、人員配置状況、関係会

	社等の連携) 2 駐車場設備等の仕様 (1) 精算機、車止め、電灯、ゲート、看板等駐車場設備の主要寸法、機能(視認性等)を記載 3 駐車場の安全・防犯・トラブル等の対応 (1) 駐車場内の事故対策や事故時の対応 (2) 駐車設備機器類の保守・点検方法及び頻度 (3) 場内清掃の方法及び頻度 (4) 夜間等の防犯対応 (5) 利用者や周辺住民からの問い合わせ等の対応 (6) 災害等発生時の連絡体制 4 有料駐車場の運営内容及び条件 (1) 営業日及び営業時間 (2) 料金体系設定の考え方 a 基本料金(入庫60分無料後の料金体系) b ダイナミックプライシングの設定 c 最大料金の設定 5 利用者への対応・利便性の向上 (1) 満空情報の提供(公園のウェブサイトや看板等) (2) 駐車料金の支払い方法 6 事業スケジュール 駐車場有料化までの事業スケジュール 7 整備費用負担額提案書(様式8) 県に負担を求める駐車場整備費用(上限額以内とする。) 8 収益の還元方法提案書(様式9) 各事業年度の収益の一部を、利用者サービスの向上及び利用の促進に寄与する取組等の提案 9 収支計画(1年目から5年目まで) (1) 収入内訳 (2) 支出内訳 10 事業内容の検証 今後、より良い駐車場運営を実現するための検証方法の提案
⑤ レイアウト図	対象物件ごとに作成してください。 ※A3サイズ、縮尺・方位を記入してください。

提案書類の留意事項

ア 用紙のサイズは最大A3、片面刷り、フォントサイズは最少10.5とします。
ページ数を付してください。

イ 書類④は、応募者が判明できる記載、表現等(商号、実印等)は黒塗りにする等により消してください。

- ウ 書類④及び⑤の全ての書類の電子データ（PDF）を記録したCD-R又はDVD-R 1枚を提出してください。
- エ 提案の内容は、その考え方等について、文章、表及び図等で簡潔かつ明瞭に記述してください。文字サイズ、本文の記載方法等は特に指定しません。
- オ 提案書類は、専門的知識を有しない者でも理解できるよう分かりやすい表現としてください。
- カ 提案内容は、全て実現できるものとし、根拠も含めてできる限り具体的に記述してください。
- キ 提案書類提出期間終了後は、事業者の都合による提案書類の差し替え及び再提出はできません。ただし、本県が必要と認めた場合は、この限りではありません。
- ク 提出資料以外で本県が必要と判断した場合は、追加資料等の提出を求めることがあります。
- ケ 提出書類は、今回の審査以外に使用しません。

（６）失格事項

次の要件に該当した場合は、応募を無効とします。

- ア 提出書類に虚偽の記載があった場合
- イ 募集要項に違反又は著しく逸脱した場合
- ウ 提出期間内に提出書類等が提出されなかった場合
- エ 応募資格を満たしていないことが判明した場合
- オ 富山県が応募者による業務遂行が困難であると判断される事実が判明した場合
- カ その他不正行為があった場合

（７）その他応募に係る留意事項

- １）費用の負担
応募に必要な費用は、提案者の負担とします。
- ２）資料等の取り扱い
本県が配布及び公表する資料は、応募に関する検討以外の目的で使用することを禁じます。
- ３）提出書類の取り扱い
事業者から提出された書類は返却しないものとし、選定目的以外に使用しません。事業者名やその提案内容の一部について、本県ホームページ等で公表することがあります。
- ４）著作権
提案書類の著作権は、事業者に帰属します。ただし、提案書類について、事業者の選定、公表、住民説明、その他本県が必要と認めるときには、本県はこれが無償で利用できるものとし、
なお、提案書類の中で第三者の著作物を使用する場合は、著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）に認められた場合を除き、第三者の承諾を得てください。第三者の著作物の使用に関する責めは、事業者に戻るものとし、
- ５）特許権等
提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用したことに起因する責めは、事業者に戻るものとし、
- ６）機密事項の遵守
事業者は、提案内容や本県との協議事項、交渉内容等につき守秘義務を遵守するものと

し、本県の事前の承諾なく、これらの内容を公表してはいけません。

7) プロポーザルの延期又は中止

天災等の不可抗力による場合又はプロポーザルを公正に執行することができないおそれがあると認めたときは、既に公表若しくは通知した事項の変更又は当該プロポーザルを延期若しくは中止することがあります。なお、この場合において、事業者は、本プロポーザルに要した費用を本県に請求することはできません。

8) 応募書類に関して使用する言語は日本語とし、使用する単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるところによるものとします。

3. 応募の辞退

応募申込書の提出以降に、本事業への応募を辞退する場合は、次のとおり辞退届を提出してください。

(1) 提出書類

応募辞退届（様式7）

(2) 提出方法

持参又は郵送

持参の場合は、8時30分から正午まで及び13時から17時15分まで（土曜日、日曜日、祝日を除く。）

郵便書留又は電子メールの場合は、令和7年9月22日17時15分までに必着

第3 事業者の選定方法

(1) 選定方法

ア 資格要件を満たした応募者の提案内容及び有料駐車場の事業主体としての実績、経営基盤等の審査は、「富岩運河環水公園有料駐車場運営事業者選定に係る公募型プロポーザル審査委員会」で行い、本県が最終決定します。

イ 審査はプロポーザル方式とし、事業提案書の提案内容についてのプレゼンテーションにより実施します（パワーポイントの使用も可）。なお、プレゼンテーション審査には1申請者につき5名まで出席できることとします。提案内容を審査し総合的に判断のうえ、最も優れた評価を得た者を優先交渉権者、次点の者を第2交渉権者として選定します。

ウ 優先交渉権者は、本県との協議等を経て、基本協定を締結した後、本事業に着手するものとします。

なお、優先交渉権者が基本協定等の契約を締結できない場合は、第2交渉権者と契約の交渉及び締結の手続きを行うものとします。

＜パワーポイントを使用する場合の留意事項＞

※プロジェクター（ウィンドウズ対応）、スクリーン及びHDMI端子ケーブルは準備しますので、パソコン（HDMI端子を有するもの）を持参してください。

応募者が多数であった場合には、書類による一次審査を行ったうえで、プレゼンテーションによる選考（二次審査）を行う場合があります。

(2) 審査結果の通知と公表

事業者が決定後、すべての応募者に書面で通知します。また、県のホームページにも掲載します。

(3) 評価基準

審査項目	審査内容	着眼点	配点
事業主体	・ 駐車場事業の実績 ・ 運営能力、財務状況	✓実績は十分あるか。 ✓財務状況等は健全か。	10
管理運営体制	・ 事業実施体制 ・ 維持管理体制 ・ メンテナンス対応	✓運営を行う組織体制は万全か。 ✓設備の維持、緊急時の対応は万全か。	10
配置計画	・ 場内の配置計画 ・ 駐車場管理機器の仕様 ・ 環境への配慮 ・ 駐車場システム	✓利用しやすいレイアウトか。 ✓利用しやすい構造か。耐久性は高いか。 ✓周辺環境や公園景観に配慮した色彩・デザイン・仕様か。 ✓駐車場待ち時間の緩和と待機車両の解消に対応できる駐車場システムか。	10
トラブル等対応	・ 修繕・トラブル対応方針 ・ 苦情処理体制 ・ 利用者への対応方針 ・ 防犯対策	✓どのように対応するか。 ✓適切な対応サービスか。 ✓対策は十分か。	15
料金体系	・ 基本料金 ・ 最大料金の設定 ・ ダイナミックプライシングの設定	✓基本料金設定は妥当か。 ✓最大料金設定は妥当か。 ✓ダイナミックプライシングの設定の考え方は妥当か。	15
利用者の利便性向上	・ 満空情報の提供 ・ 駐車料金の支払い方法 ・ サービス券の発行方法	✓利用者の利便性向上に資する提案か。 ✓駐車場待ち時間の緩和と待機車両を解消するための提案か。	15
開設準備工事	・ 工事日程と工事内容	✓安全対策や工事期間中の対応は考慮されているか。 ✓県が求める有料駐車場オープン時期に配慮されているか。 ✓県へ求める費用負担の内容は適切か。	10
収益の還元方法・事業の検証	・ 収益還元方法 ・ 事業内容の検証方法	✓利益が出た場合の還元方法の提案はどうか。 ✓事業内容の検証方法の提案はどうか。	15
合計			100

第4 基本協定等に関する事項

(1) 事業提案の内容修正

事業者が事業提案した内容は、確約するものではありません。必要に応じて修正等をしていただくことがあります。

(2) 基本協定の締結等

事業者は、本県からの決定通知後速やかに、事業内容について本県と協議を行い、事業の基本的事項（事業内容やスケジュール、設置及び運営条件等）を定めた基本協定を締結します。基本協定の内容は、「基本協定書（案）」を基準とします。

(3) 譲渡契約書の締結

通信、電気、照明設備等本県が費用負担する設備については、別途、本県と譲渡契約書を締結します。

(4) 管理運営に関する協定書の締結

有料駐車場の管理運営にあたり、別途、契約書を締結します。

第5 その他留意事項

(1) 誠実な事業遂行義務

事業実施者は、本募集要項等、応募書類、基本協定書等に基づき、本県と随時協議しながら誠実に本事業を安定的かつ継続的に遂行しなければなりません。

(2) 関係機関との協議

① 設計段階

ア 事業者は、業務の遂行上必要な各種申請等の手続きを速やかに行うとともに、関係機関との協議内容を本県に報告してください。

イ 設備の設計において、関係機関との手続き、協議等により応募書類等の内容に変更が生じた場合には本県に承諾を得てください。

② 工事段階

ア 事業者は、工事に当たって必要となる各種許認可、届出等を事業スケジュールに支障がないように事業者の責任において実施してください。

イ 工事に当たって必要な関係機関との協議に起因する遅延については、事業者の責任とします。

ウ 施工に際しては各工事の関係者間で必要な調整を十分に行い、的確な施工管理を行ってください。

エ 工事車両の通行に際しては十分な安全対策を講じるとともに、騒音・振動、交通渋滞等についても近隣への影響を最小限に抑える対策を講じるものとし、近隣住民から苦情が寄せられた場合には誠意をもって対応し、事業者自らの責任及び費用において対応してください。

オ 調整結果や対応内容、工事スケジュール等を随時本県に報告してください。

カ 必要に応じ、本県は工事の状況について確認を行う場合があります。

第6 問い合わせ先（担当窓口）

〒930-8501 富山県富山市新総曲輪1番7号

富山県土木部都市計画課公園緑地係

担当：吉江、遠藤

TEL：076-444-3348 FAX：076-444-4421

Mail：atoshikeikaku@pref.toyama.lg.jp